

## Client Alert

29 September 2025

本アラートに関する  
お問い合わせ先:



村主 知久  
パートナー  
03 6271 9532  
[tomohisa.muranushi@bakermckenzie.com](mailto:tomohisa.muranushi@bakermckenzie.com)



久田 一輝  
アソシエイト  
03 6271 9438  
[kazuki.hisada@bakermckenzie.com](mailto:kazuki.hisada@bakermckenzie.com)

## 米国 H-1B ビザの変動：H-1B 大統領布告と 事業主及び H-1B 受給者への影響

2025年9月19日（金）、ドナルド・トランプ大統領は、特定の H-1B 事業主及び受給者に対して新たに 10 万ドルの手数料を課す大統領布告を発令した（「[Restriction on Entry of Certain Nonimmigrant Workers – The White House](#)」参照）。本布告は、2025年9月21日（日）午前0時1分（米国東部時間）に発効し、12か月間有効であるが、延長される可能性がある。

発表当初、本布告の文言が広範であったことから、すべての既存の H-1B ビザ保持者の渡航および再入国に影響する可能性があるとして解釈され、米国への帰国を急ぐ H-1B 保持者が続出した。これを受けて、米国市民権・移民業務局（USCIS）は 20 日の夜に覚書を発表し、影響範囲を限定することを明らかにした。さらに、同日にはホワイトハウスが FAQ を公開し、10 万ドルの手数料は 2026 年の抽選における H-1B 申請及び発効日以降に提出される新規申請にのみ適用されることを公表した。ただし、原文とその後のガイダンスに矛盾があるため、「新規」申請の定義については明らかになっていない。

新手数料及び渡航制限に関する報道と憶測により、H-1B ビザ保持者の不安が高まり、事業主もその対応に苦慮している。

法的な詳細が未発表であり、実施が後ろ倒しになる可能性はあるものの、現時点で判明している内容は以下のとおりである。

大統領布告の概要：

- 本布告は、未提出の H-1B 申請に対してのみ適用される。発効日前に提出された申請、既に承認された申請、又は有効な H-1B ビザを所持している者には適用されない。
- H-1B 受給者は、10 万ドルの手数料を支払わない限り米国への入国が制限される。
- 新規 H-1B 申請の取得には、手数料支払いの証明が必要である。
- 国務長官に対し、2026 年 10 月 1 日以前に雇用開始予定の H-1B 受給者による B ビザの不正利用防止に関するガイダンスの発行を指示している。
- 国益免除を設け、国土安全保障省長官が国家利益に資すると判断した場合、手数料免除が可能である。
- 事業主は、国外にいる従業員の H-1B 申請を行う前に、手数料支払いの証明を取得する必要がある。
- 2026 年 3 月の次回 H-1B 抽選から 30 日以内に、国務長官、司法長官、労働長官、国土安全保障長官が再入国制限の延長の是非について共同勧告を提出することが義務付けられている。
- 労働長官に対し、賃金水準の見直しに関する規則制定を指示している。
- 国土安全保障長官に対し、高技能・高報酬の外国人の入国を優先するよう指示している。



よくある質問（FAQ）：

**Q：本布告は最近の H-1B 受給者やすべての H-1B 保持者に適用されるのか？**

A：USCIS の覚書によれば、対象は未提出の申請のみであり、既存の H-1B 保持者や 2025 年抽選の受給者には適用されない。

**Q：事業主はどのように手数料を支払うのか？**

A：支払い方法は未発表である。手数料は新規申請に対する一回限りのものであり、既存の手数料と同様の方法で支払うかどうかは不明である。

**Q：国益免除の対象となるのはどのような場合か？**

A：具体的なガイダンスは未発表であるが、例外は限定的に認められる見込みである。国家利益に資さない通常の職務は対象外となる可能性が高い。

**Q：大学や非営利研究機関などの「抽選免除事業主」は手数料免除の対象か？**

A：抽選免除事業主も手数料免除の対象とは明記されていない。

**Q：米国内での H-1B 延長申請にも手数料は適用されるのか？**

A：延長申請に関する記載はなく、「事業主変更」や「ステータス変更」申請への適用可能性についても不明である。

**Q：事業主における長期的影響は何か？**

A：新規 H-1B 保持者の渡航制限に加え、労働省による賃金水準の見直しが予想され、申請のハードルが上がる可能性がある。今後は申請審査が厳格化され、証拠提出要求（RFE）や却下が増加する見込みである。

従業員への対応方法：

- 従業員向けにオフィスアワーを開催し、懸念事項を共有すること
- 法務部、人事部、マネージャー、経営陣向けに大統領布告の影響に関する要点を整理すること
- 法的な異議申し立てによる実施延期の可能性に注目すること
- 渡航や今後の申請戦略に関する疑問があれば、法務顧問に相談すること

英語版は[こちら](#)。

以上